

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令による
へき地医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修の実施方法について

福島県へき地医療支援機構

1 事前研修の実施主体

福島県へき地医療支援機構（福島県保健福祉部医療人材対策室）が中心となって研修内容を構築し、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が研修を実施する。

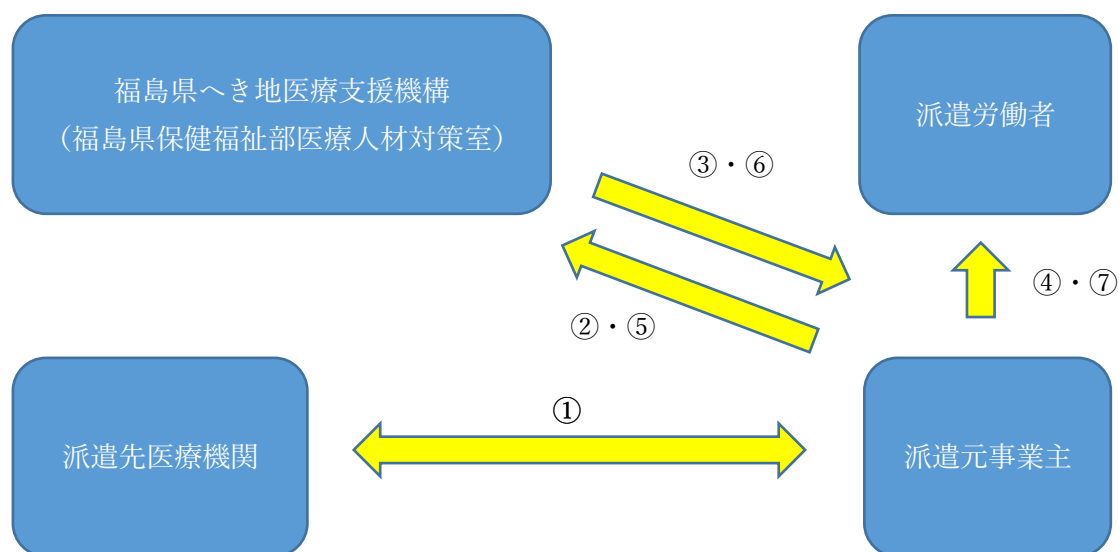
2 事前研修の内容及び資料作成

- (1) 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係期間との連携体制のあり方
- (2) へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等
- (3) 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）
- (4) 派遣労働者の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣先医療機関、派遣元事業主で協議の結果、事前研修が必要と判断された内容

※資料作成について

- ・(1)～(3)は福島県へき地医療支援機構が作成し、派遣元事業主に情報提供を行う。
- ・(4)は派遣先医療機関、派遣元事業主が調整の上作成し、福島県へき地医療支援機構が内容を確認する。

3 事前研修の実施スキーム



- ① 派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料（2の（4）の資料）を作成。
- ② 派遣元事業主から、へき地医療支援機構に対し、事前研修実施計画書（別紙1）及び事前研修資料（2の（4）の資料）を提出。
- ③ へき地医療支援機構において、②で提出された資料を確認後、へき地医療支援機構において作成した事前研修資料（2の（1）～（3）の資料）を提供。
- ④ 派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施。
- ⑤ 研修終了後、派遣元事業主からへき地医療支援機構に対して、事前研修修了報告書（別紙2）を提出。
- ⑥ 派遣元事業主に対して、事前研修修了証明書（別紙3、4）を発行。
- ⑦ 派遣労働者に対して、事前研修修了証明書（別紙4）を手交。